

資料2

令和6年度第1回
川崎市上下水道事業
経営審議委員会

水道事業及び下水道事業の 料金制度等のあり方について（諮問）

川崎市上下水道局

*Waterworks and Sewerage Bureau
City of Kawasaki*

- 1** 本市水道料金及び下水道使用料の概要
- 2** 料金制度等の改革の必要性
- 3** 事業環境の変化
- 4** 財政シミュレーション
- 5** 経営審議委員会への諮問

1

本市水道料金及び 下水道使用料の概要

1 本市水道料金及び下水道使用料の概要

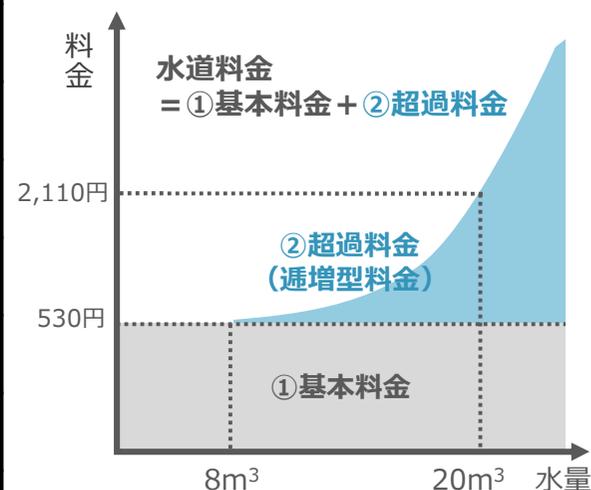
●本市の現行の水道料金は次のとおりである。

水道料金表（H22.4.1以降適用・税抜）

逓増型料金体系

用途	基本料金	超過料金（1m ³ につき）
専用給水装置	使用水量 8m ³ まで 530円	9m ³ ~ 10m ³ 95円
		11m ³ ~ 20m ³ 139円
		21m ³ ~ 25m ³ 185円
		26m ³ ~ 30m ³ 194円
		31m ³ ~ 50m ³ 209円
		51m ³ ~ 100m ³ 253円
		101m ³ ~ 200m ³ 278円
		201m ³ ~ 500m ³ 329円
		501m ³ ~ 1,000m ³ 343円
		1,001m ³ ~ 357円
公衆浴場用	同上	46円
共用給水装置	使用水量 1戸 5m ³ まで 260円	46円

●水道料金のイメージ（専用給水装置）



●水道料金の計算例（専用給水装置）

1月当たり20m³使用の場合

①基本料金（8m³まで）：**530円**

②超過料金（8m³を超える分）

9m³から10m³まで：95円×2m³

11m³から20m³まで：139円×10m³

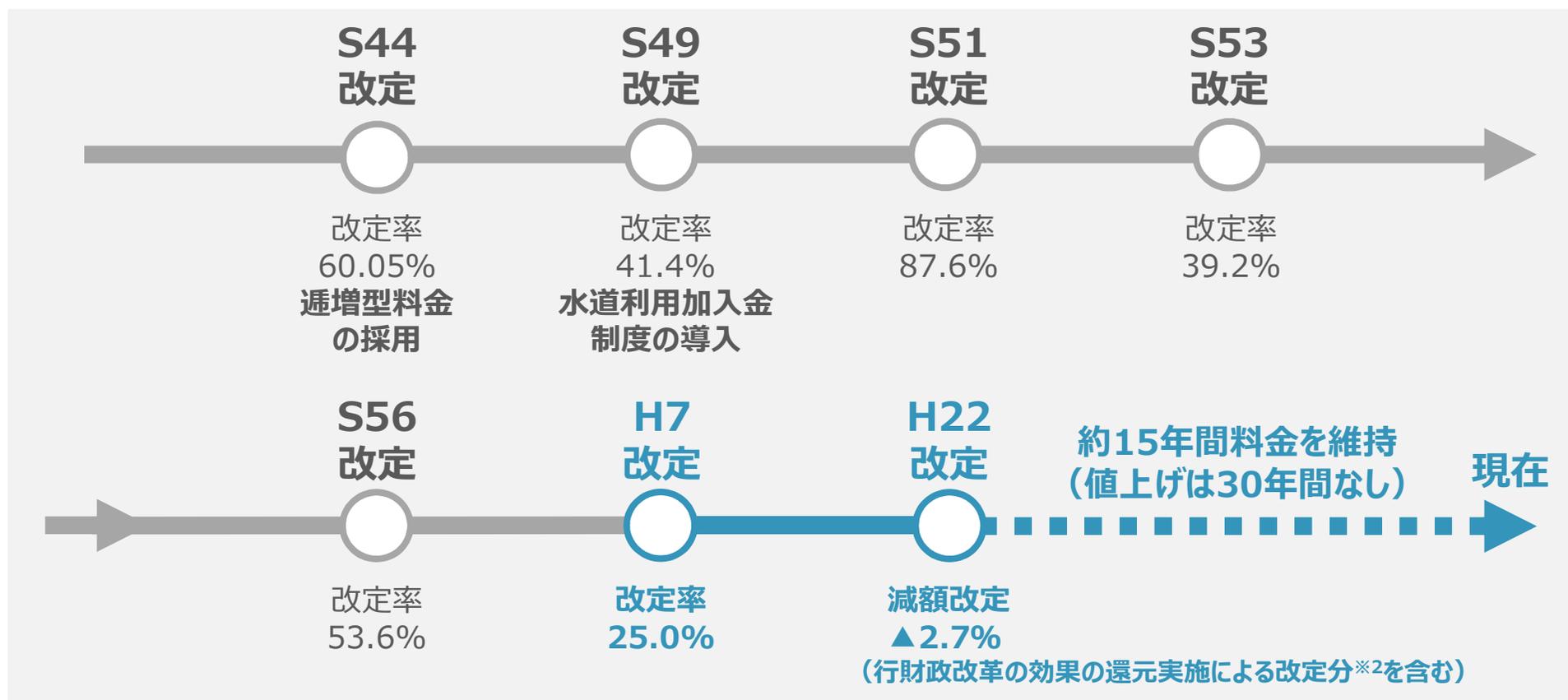
∴190円+1,390円=**1,580円**

①+②=530円+1,580円=**2,110円**

1 本市水道料金及び下水道使用料の概要

● 水道料金の変遷

本市水道料金は、平成22年度に減額改定を行い、以後15年間料金水準を維持している。
なお、増額改定については、平成7年度以降、約30年間行っていない。



※1 消費税率の改定によるものは除く。

※2 平成22年4月1日から平成28年3月31日まで行財政改革効果の還元として1月当たり50円（税抜）の引下げを実施（水道料金特例措置）

●水道利用加入金

- 水道利用加入金は、新旧水道利用者間の負担の公平を図るため、水道施設の整備に要する費用の一部を新たに水道を利用する使用者に負担していただくものであり、昭和49年度から導入されている。
- 水道利用加入金は、新たに水道を利用するために水道工事を申し込む際などに徴収。ただし、工事申込者（個人に限る。）が、引き続き3年以上本市の区域内に住所を有し、自ら居住する建築物に、口径25mm以下のメーターを設置するときは、徴収しない。

本市の水道利用加入金（昭和56年9月1日改定）

メーターの口径	金額（税抜）	
	新設工事	改造工事
13～25mm	150,000円	改造後のメーター口径に応ずる中欄に掲げる額と改造前のメーターの口径に応ずる中欄に掲げる額との差額とする。
40mm	1,250,000円	
50mm	1,950,000円	
75mm	4,450,000円	
100mm	7,950,000円	
150mm	17,950,000円	
150mmを超えるもの	管理者が別に定める額	

水道利用加入金の 変遷



1 本市水道料金及び下水道使用料の概要

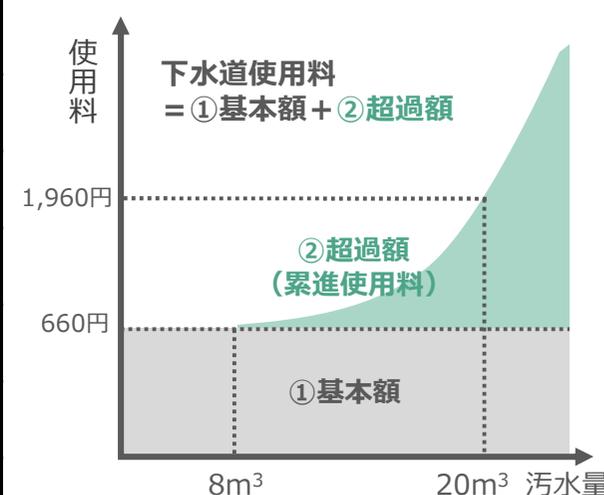
●本市の下水道使用料は川崎市下水道条例にて以下のとおり定めている。

下水道使用料表（H16.4.1以降適用・税抜）

累進使用料体系

種別	基本額	超過額（1m ³ につき）
用途別 使用料体系	二部使用料制	9m ³ ~ 10m ³ 10円
		11m ³ ~ 20m ³ 128円
		21m ³ ~ 30m ³ 164円
		31m ³ ~ 50m ³ 242円
		51m ³ ~ 100m ³ 303円
	基本水量制	汚水量8m ³ まで 660円
		101m ³ ~ 200m ³ 364円
		201m ³ ~ 600m ³ 393円
		601m ³ ~ 2,000m ³ 422円
		2,001m ³ ~ 5,000m ³ 446円
5,001m ³ ~ 475円		
公衆浴場汚水	汚水量10m ³ まで 110円	11円
共用汚水	汚水量1戸5m ³ まで 60円	12円

●下水道使用料のイメージ（一般汚水）



●下水道使用料の計算例（一般汚水）

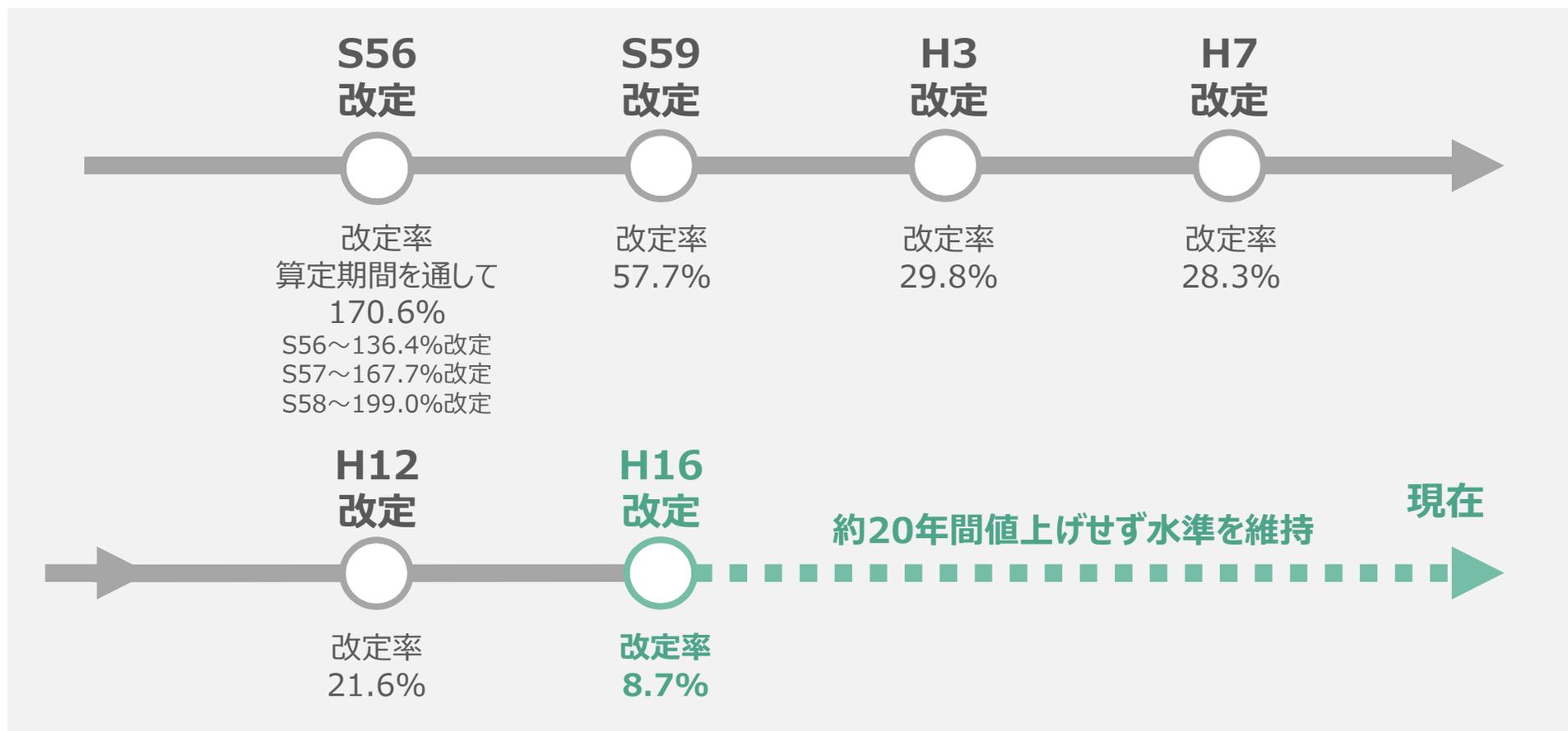
1月当たり20m³使用の場合

- ①基本額（8m³まで）：**660円**
- ②超過額（8m³を超える分）
 - 9m³から10m³まで：10円×2m³
 - 11m³から20m³まで：128円×10m³
 - ∴20円+1,280円=**1,300円**
- ①+②=660円+1,300円=**1,960円**

1 本市水道料金及び下水道使用料の概要

● 本市下水道使用料の変遷

本市の下水道使用料は、平成16年度に増額改定を行い、以後約20年間水準を維持してきている。

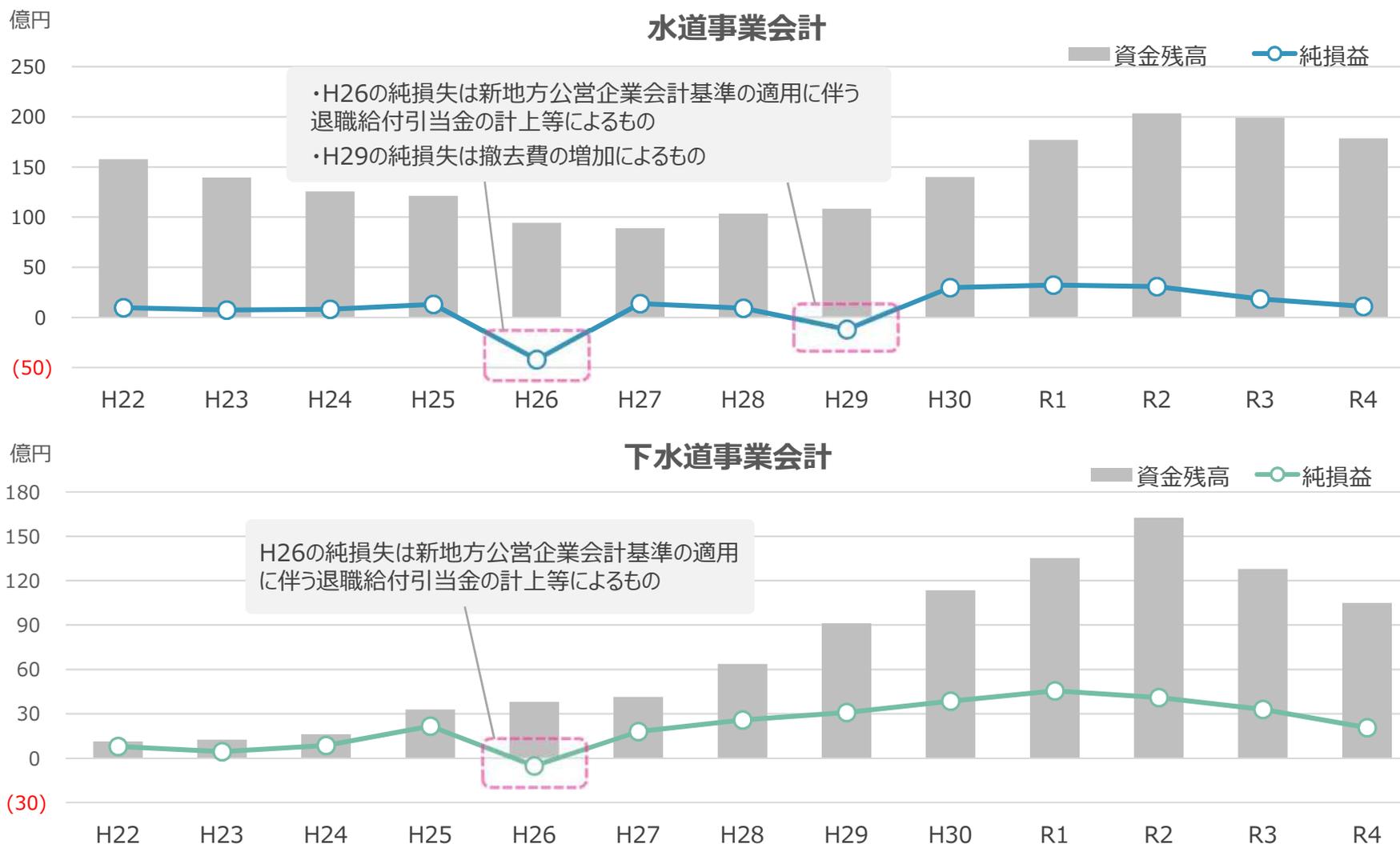


※ 消費税率の改定によるものは除く。

1 本市水道料金及び下水道使用料の概要

【参考】平成22年度以降の純損益と資金残高の推移

平成22年度以降の水道事業会計及び下水道事業会計の損益は、一時的な純損失の計上はあるものの、概ね安定して推移しており、資金不足も生じていない。

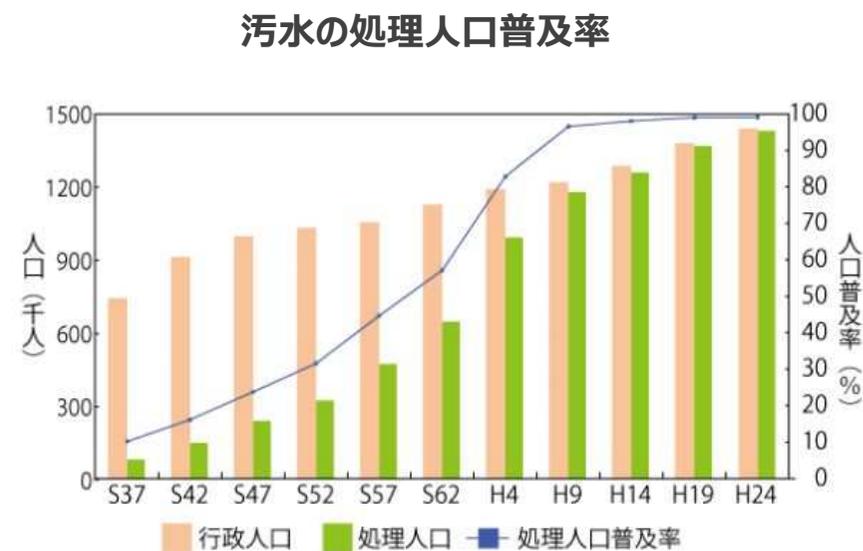
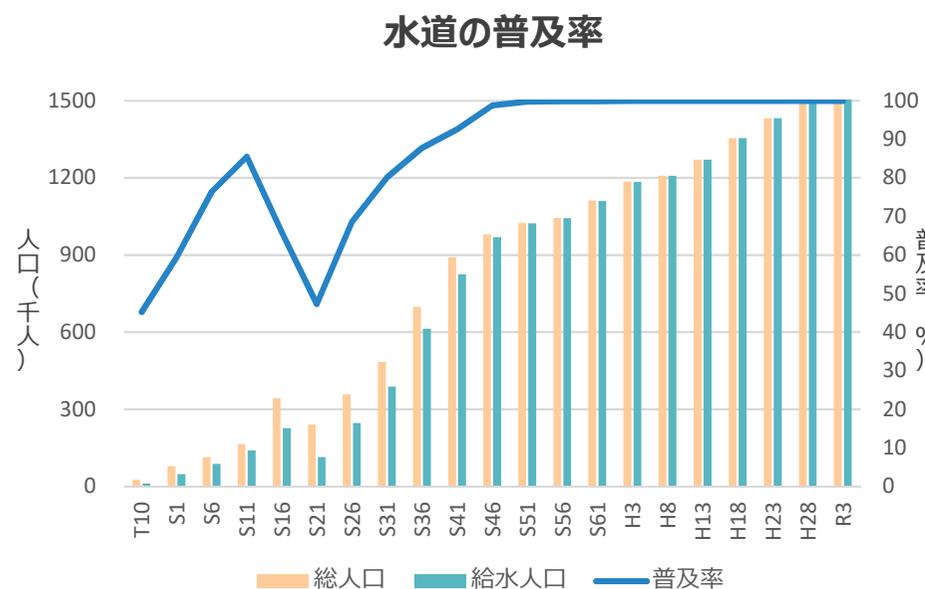


2

料金制度等の 改革の必要性

2 料金制度等の改革の必要性

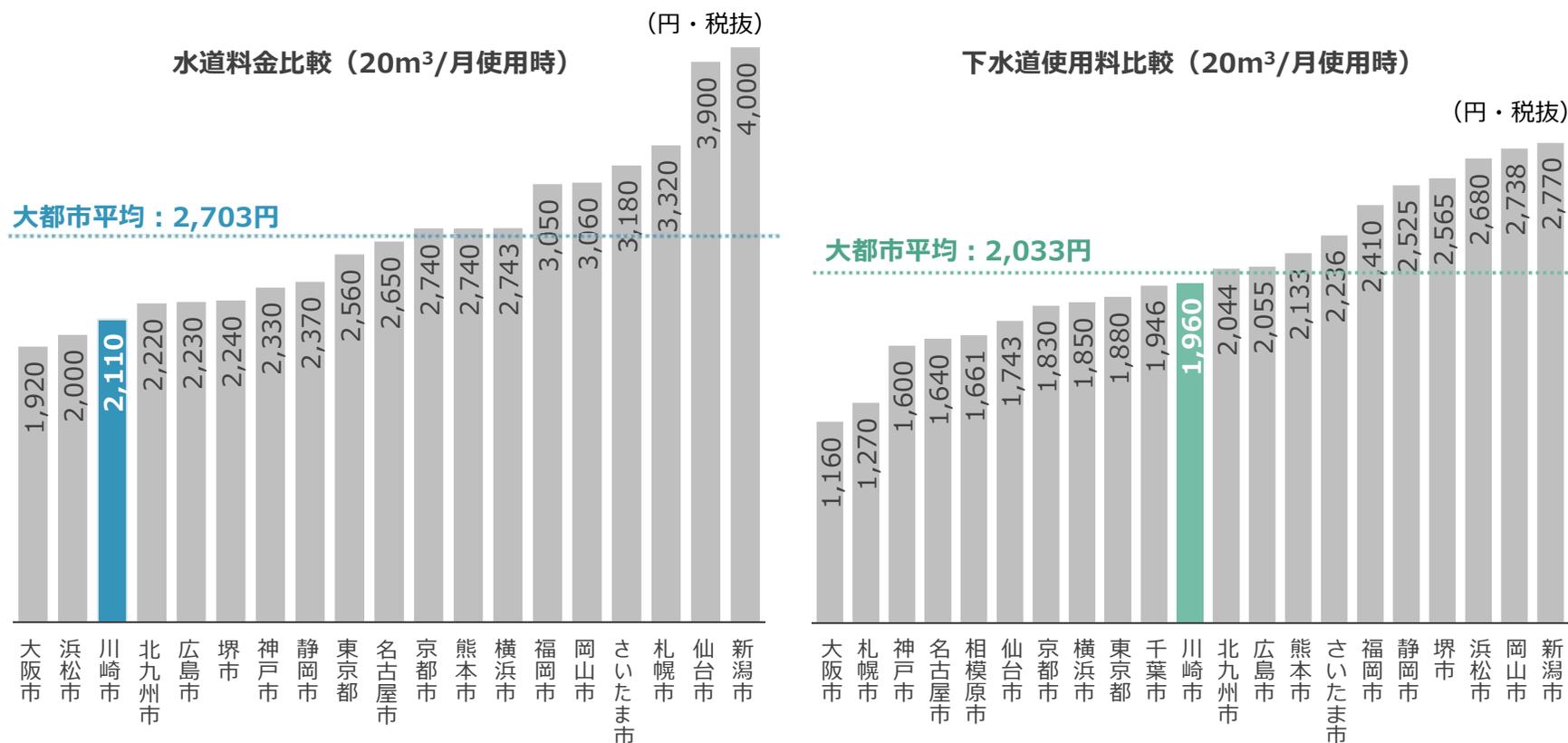
- 上下水道局では、水道・下水道の普及を進め、本市の発展に寄与してきた。



普及率は、**ほぼ100%**に到達

2 料金制度等の改革の必要性

- 本市の小口向けの水道料金は、大都市と比較して**安い水準**を維持している。
- また、小口向けの下水道使用料は、大都市と比較して**中位程度的水準**を維持している。

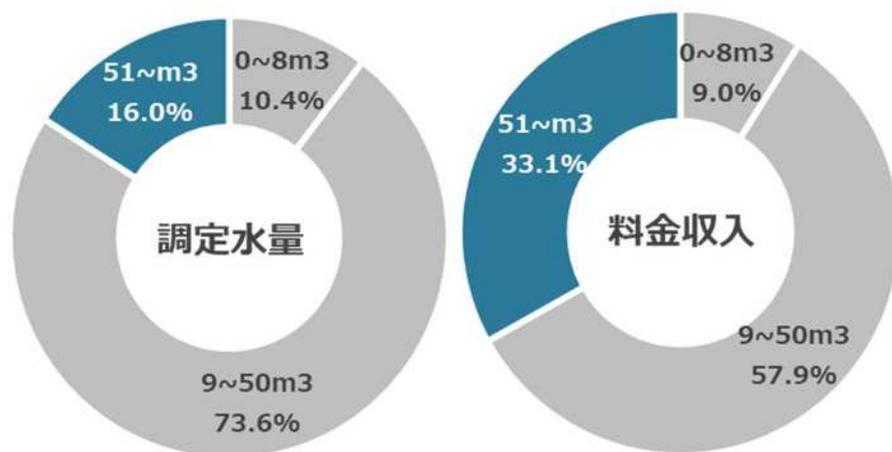


(注) 川崎市上下水道局調べ (R6.4時点)

政令指定都市および東京都との比較 (水道料金比較については、千葉市と相模原市は大部分が県営水道のため除く)
 水道の口径別料金体系の都市については、口径20mmの料金を適用

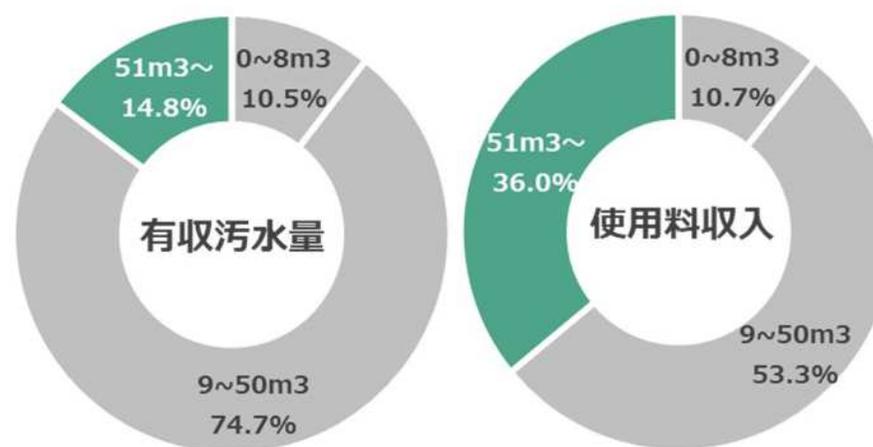
- 料金・使用料収入は、大口※の需要者によって支えられてきた側面がある。

水道（令和4年度）



調定水量の構成比では、大口は16%
料金収入の構成比では、大口は**33%**

下水道（令和4年度）

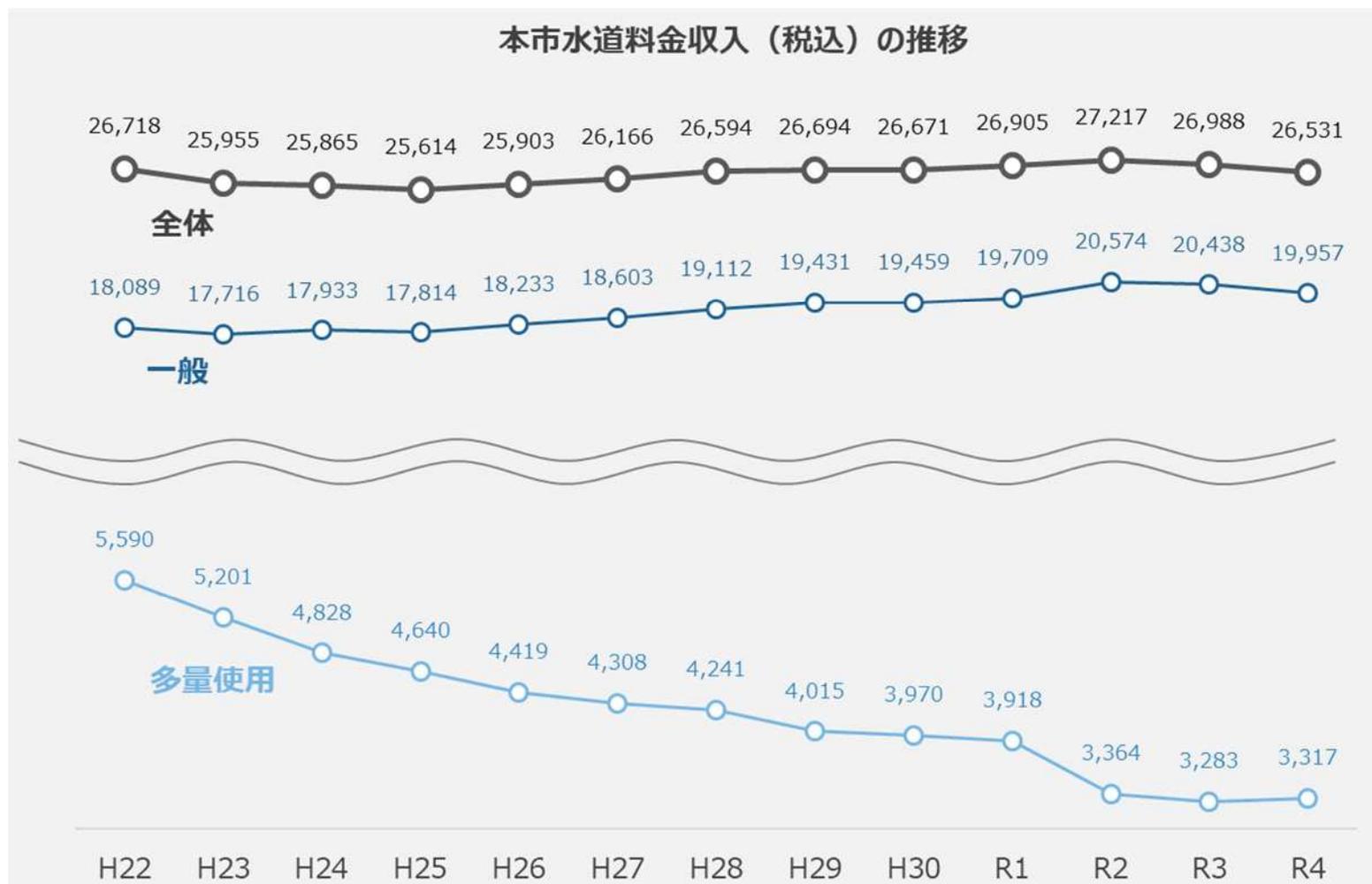


有収汚水量の構成比では、大口は15%
使用料収入の構成比では、大口は**36%**

※1月あたり51m³以上を「大口」と分類

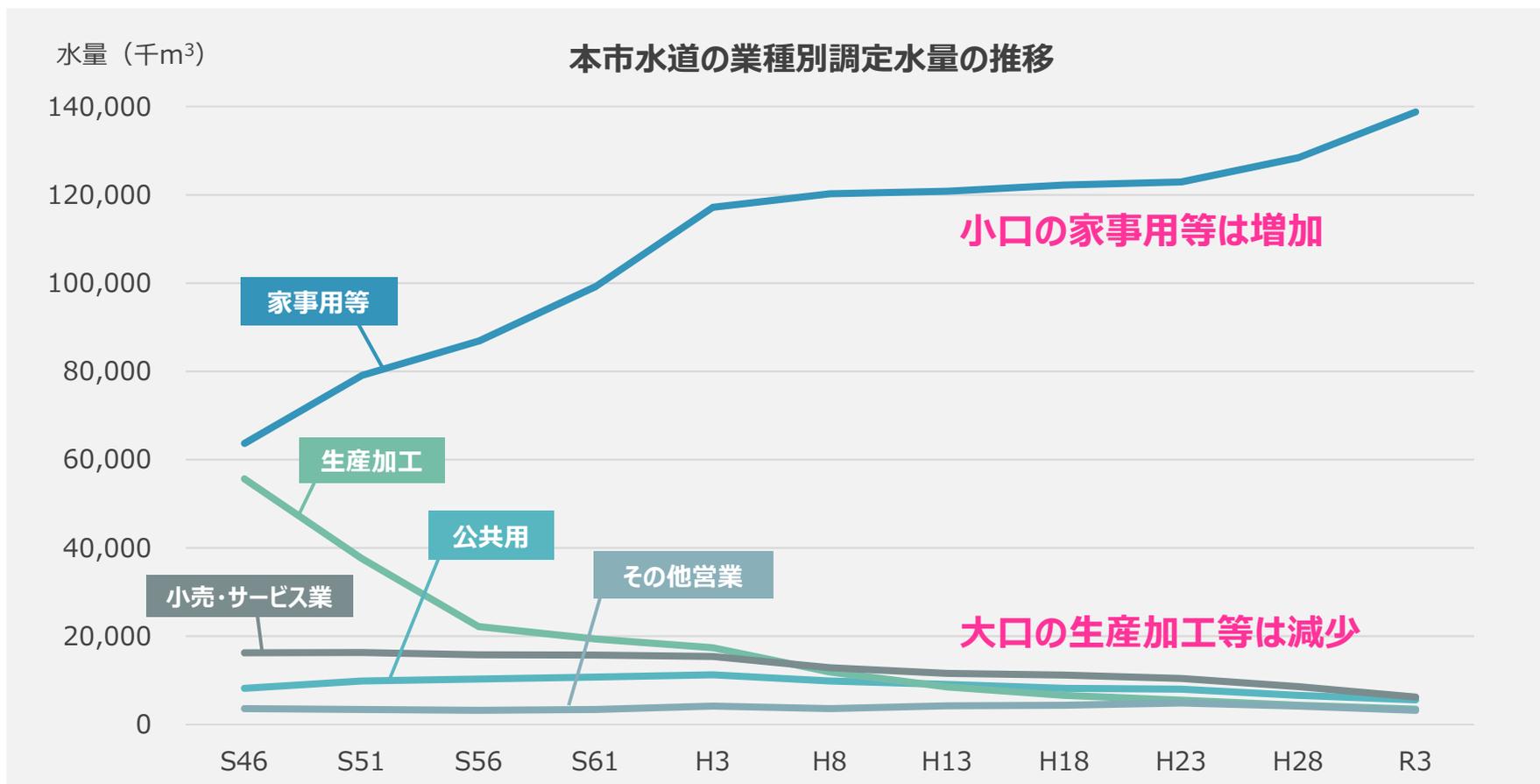
2 料金制度等の改革の必要性

- 本市の水道料金収入は、横ばいから微減傾向にあり、大口（多量使用者）からの収入は減少している。（下水道使用料収入も同様）



2 料金制度等の改革の必要性

- 産業構造の変化や回収水の再利用などによって、大口の需要は減少しており、水需要の構造に変化が生じている。



現在の料金・使用料制度を見直す時期に来ている。

- これまでは、**大口（多量使用者）の負担を増やす**ことなどで、**小口（少量使用者）の負担軽減**をはじめ、低廉な料金制度を維持してきた。

これまでの考え		
公衆衛生の向上	大口による負担	料金以外の収入
<ul style="list-style-type: none">水道・下水道の普及率を向上させて公衆衛生の向上を図るため、一般家庭等の少量使用者の料金・使用料を低廉化	<ul style="list-style-type: none">高度経済成長期にかけて水需要が急増したことから、施設能力を考慮して大口（多量使用者）の負担を増やすことで需要を抑制大口の負担を増やすことで、小口（少量使用者）の負担軽減をはじめ、低廉な料金制度を維持	<ul style="list-style-type: none">水道事業では、料金以外の収入を確保することで料金を低廉化
<p>（関係する制度） 基本水量制 など</p>	<p>（関係する制度） 逡増型料金体系、累進使用料体系、上水受水 など</p>	<p>（関係する制度） 水道利用加入金 など</p>

- 安定した事業運営に向けて、他都市の制度も検証し、利用実態と収支構造のバランスを踏まえた制度導入の検討が必要

水道・下水道事業に関わる制度等

水道料金

- ① 用途別料金体系
- ② 基本水量制
- ③ 逦増型料金体系
- ④ 二部料金制
- ⑤ 水道利用加入金

下水道使用料

- ⑥ 用途別使用料体系
- ⑦ 基本水量制
- ⑧ 累進使用料体系
- ⑨ 二部使用料制

①用途別料金体系

⑥用途別使用料体系

本市の水道料金

(税抜)

用途	基本料金		超過料金 (1 m ³ につき)
専用給水装置	8m ³ まで	530円	水量段階に応じ 95円~357円
公衆浴場用	8m ³ まで	530円	46円
共用給水装置	1戸5m ³ まで	260円	46円

本市の下水道使用料

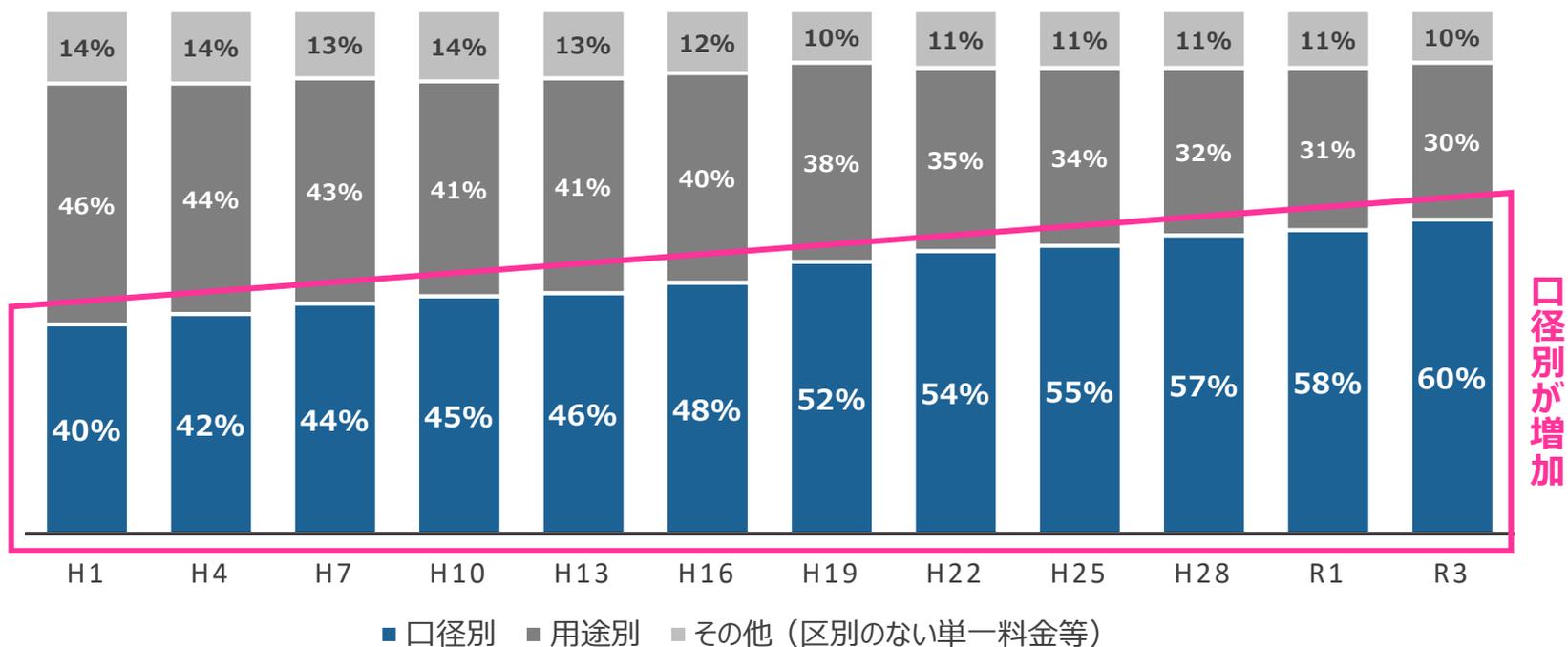
(税抜)

種別	基本額		超過額 (1 m ³ につき)
一般汚水	8m ³ まで	660円	水量段階に応じ 10円~475円
公衆浴場汚水	10m ³ まで	110円	11円
共用汚水	1戸5m ³ まで	60円	12円

社会政策的な配慮から用途別の料金体系を採用してきたものの、用途が違っただけで料金に差が出ることから、**受益者負担の観点で課題**がある。

①用途別料金体系

全国水道事業者の料金体系の採用状況



水道メータの口径に応じて料金格差を設ける口径別料金体系の採用が増加している。

②基本水量制

⑦基本水量制

大都市の基本水量の設定状況

(R6.4時点)

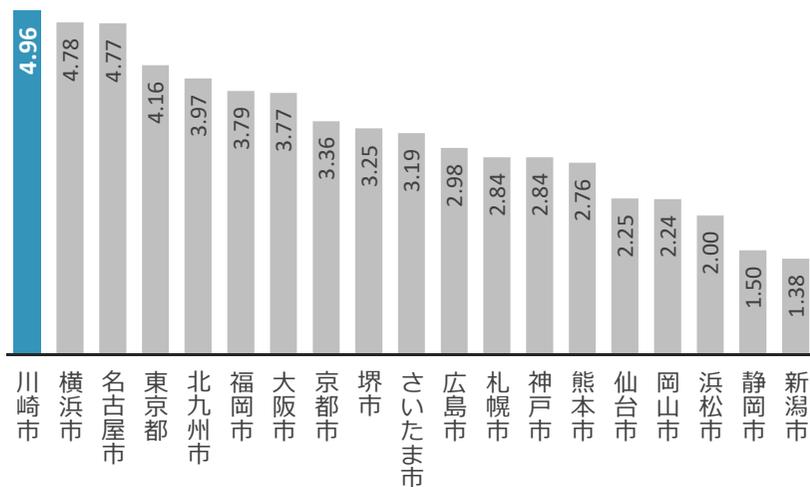
	0 m ³		5 m ³	6 m ³	8 m ³	10m ³	
水道	仙台市 横浜市 新潟市 静岡市 浜松市	大阪市 堺市 岡山市 広島市 北九州市	福岡市 熊本市	東京都 京都市	名古屋市	さいたま市 川崎市	札幌市 神戸市
下水	さいたま市 千葉市 静岡市 浜松市 堺市	岡山市 福岡市 熊本市		京都市 神戸市	広島市	東京都 川崎市 横浜市 相模原市	札幌市 仙台市 新潟市 名古屋市 大阪市 北九州市

- 公衆衛生上の配慮から、一定水量内の料金を低廉かつ定額とし、上下水道の使用を促してきた。
- 普及率がほぼ100%に達し、公衆衛生の向上が図られた現在では、**その役割を終えている**と考えられる。
- 基本水量以内の利用者（全体の4割弱）にとっては、節水が料金に反映できない。

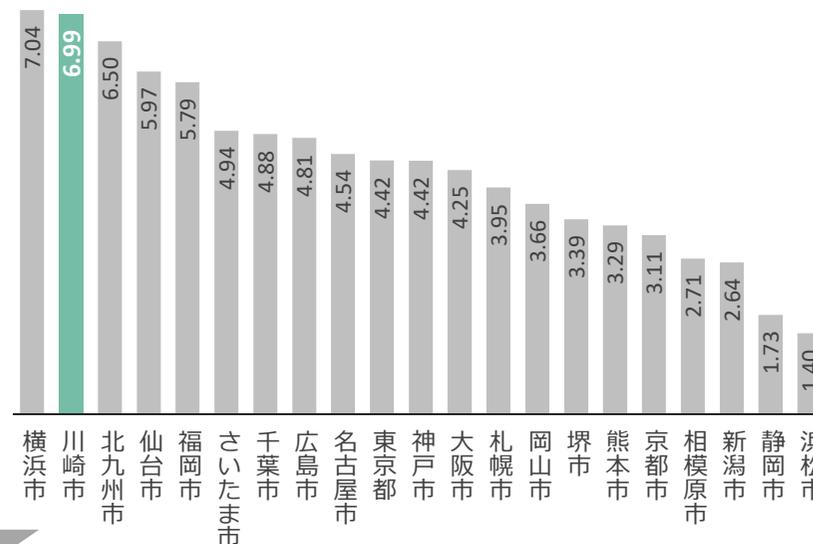
③ 逦増型料金体系

⑧ 累進使用料体系

水道料金の逦増度比較



下水道使用料の累進度比較



川崎市上下水道局調べ (R6.4時点)

逦増度・累進度は、大都市の中で1番目から2番目に高い

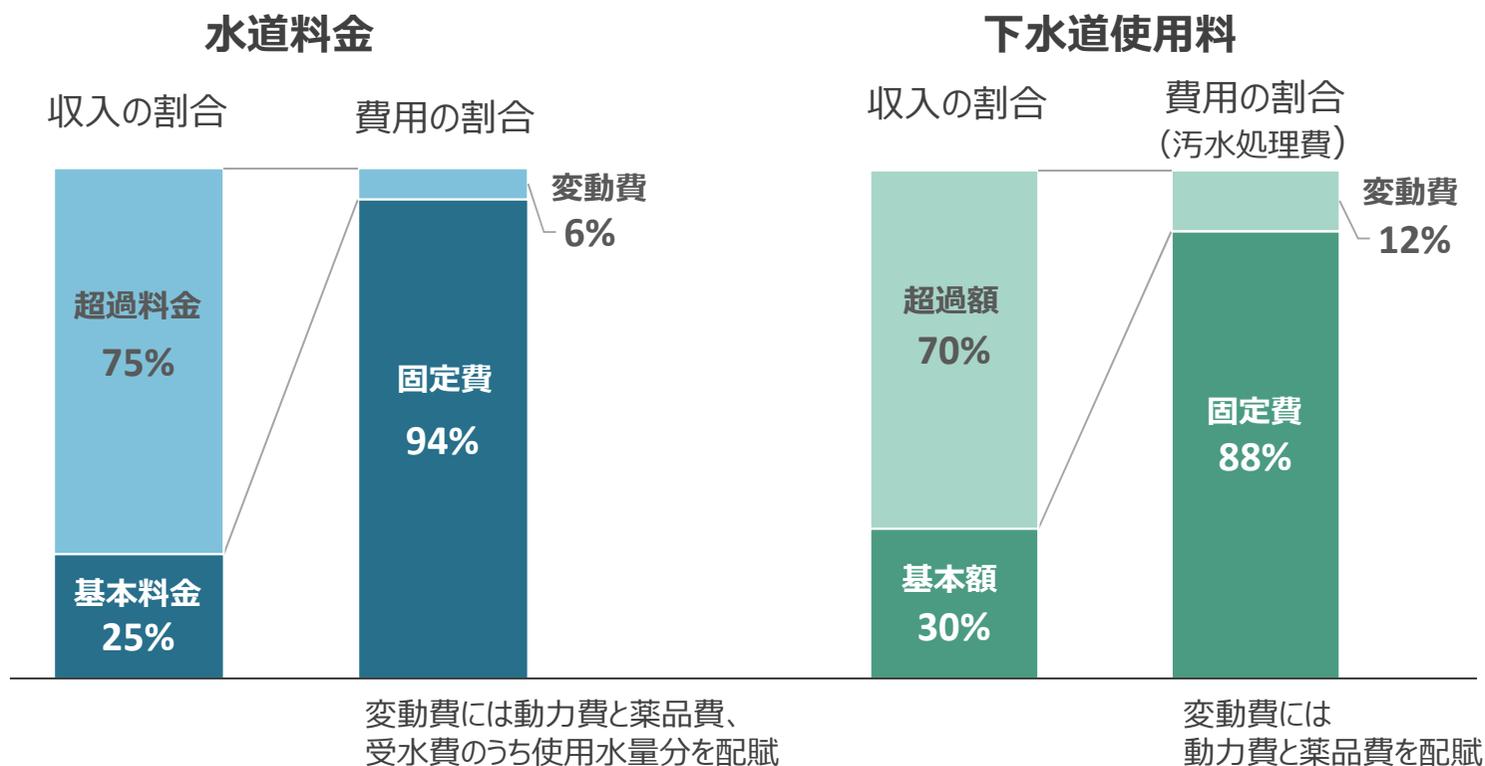
逦増度及び累進度 = 1 m³あたりの最高単価 ÷ 1 m³あたりの最低単価 (月10m³使用時の1 m³あたりの単価) ※

※水道料金において口径別料金体系を採用している事業体は、口径13mmの基本料金から算出

- ・ 大口需要が減少し、今後も水需要の増加が見込めない現状にあつては合理性を欠く。
- ・ 逦増度が高いと、単価の高い大口需要が減少した場合、有収水量の減少以上に**料金収入の減少が大きくなる**。

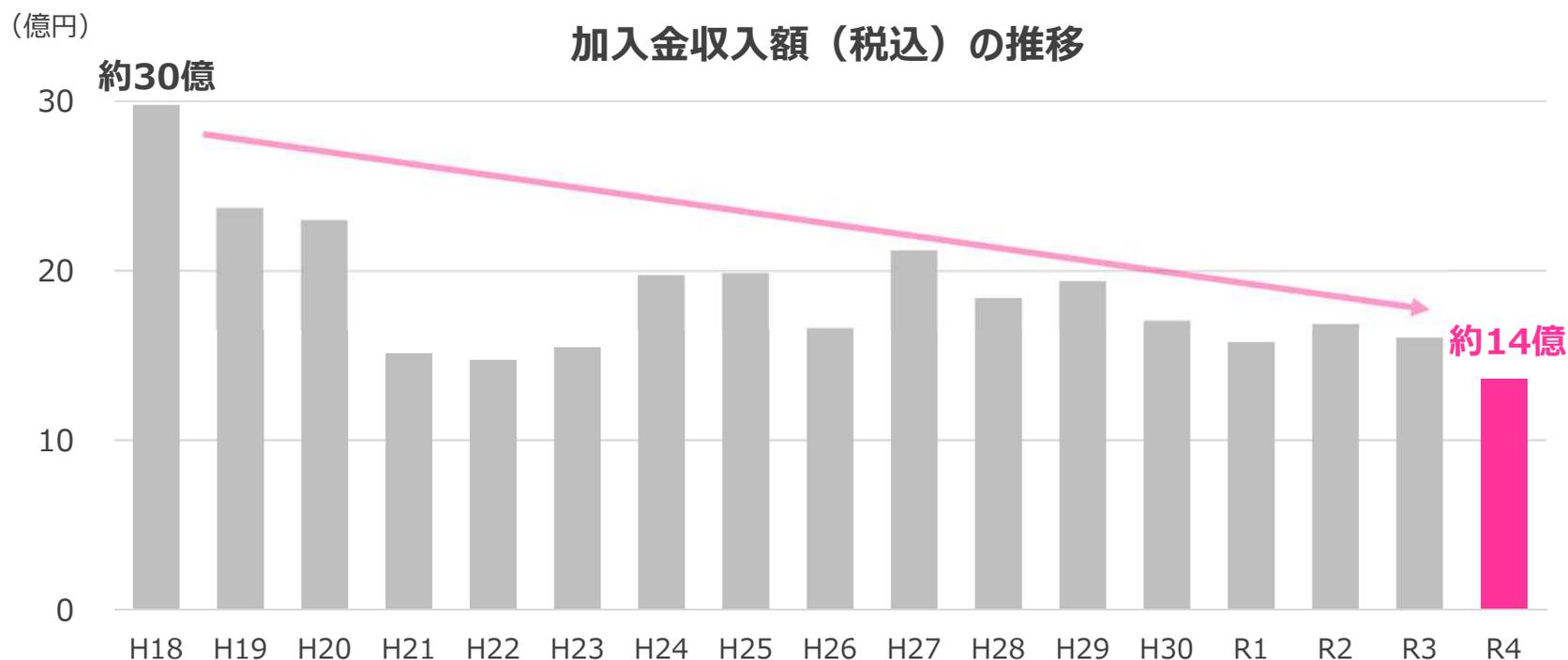
④二部料金制

⑨二部使用料制



- 固定費を基本料金（基本額）で回収することが理想だが、現状は超過料金（超過額）の割合が大きく、**受益者負担**と**安定経営**の観点から課題がある。
- 基本料金等の割合を上げる場合、少量使用者である家庭などの負担増加につながる。

⑤水道利用加入金



- 過去の建設投資の経費の一部について、新たな利用者にも負担を求め、世代間の公平性を図ることを目的に徴収しているが、ダムなどの大型施設に係る**減価償却が順次終了**していくため、あり方の検討が必要
- 減免制度について、マンションや建売住宅を購入した場合などには適用できず、**不公平との意見**がある。

- 現状を踏まえ、制度見直しを検討する必要がある。

現 状	
公衆衛生の向上達成	水需要等の減少
<ul style="list-style-type: none">水道・下水道の普及率がほぼ100%に到達	<ul style="list-style-type: none">大口（※）に依存した料金・使用料体系により財政基盤が不安定化加入金等の収入が、今後も安定的に確保できるかは不透明 <p>※上水受水（水道から工水への給水）を含む</p>

現在の料金制度等の大枠は昭和40年代から変わっていない



制度的疲弊

- これまでも制度の見直し時期を検討していたが、**少量使用者の負担増につながる**ことから、慎重に判断する必要があった。
- これまでの考え方では現状と乖離が生じてきたため、将来を見据えて、今後の**事業の持続性**と**負担の公平性**を踏まえた適切な料金制度への見直しが必要

3

事業環境の変化

- 令和3年度末に「川崎市上下水道事業中期計画（2022-2025）」を策定して以降、**事業環境の変化**が生じている。

事業環境の変化

物価の高騰

- 令和5年平均の川崎市消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）は、令和2年を100として104.2
- 令和6年2月の建設資材物価指数（建設総合・東京）（※）は、平成27年を100として135.9
（令和3年平均は110.3）
- エネルギー価格は落ち着いてきたものの、電気料金は中期計画策定前より高い水準

労務単価の高騰

- 令和6年3月から適用の「公共工事設計労務単価」は、全国全職種単純平均で前年度比5.9%引き上げ

工水の需要の減少

- 工業用水道事業の最新の水需要調査結果を踏まえた施設更新計画と料金制度の見直し案による水道・工業用水道事業への影響

※出典：一般財団法人 建設物価調査会

- 現中期計画の「財政収支見通し」に影響が生じているため、適切な料金制度への見直しのタイミングに合わせて、将来を見据えた持続可能な料金水準となるよう併せて検討する。

(参考) 現中期計画の水道事業の財政収支見通し

(単位 百万円)

区分	年度	→ 計画期間					→ 【参考】試算値
		3年度 (予算)	4年度 (予算)	5年度 (計画)	6年度 (計画)	7年度 (計画)	8~13年度 (試算・平均)
収益的収支	収益的収入	32,253	32,378	32,073	31,975	31,909	31,668
	水道料金	24,513	24,594	24,329	24,236	24,184	23,997
	その他	7,740	7,784	7,744	7,739	7,725	7,671
	収益的支出	31,809	32,016	29,931	29,872	29,978	30,381
	人件費	4,832	4,854	4,881	4,904	4,949	5,018
	受水費	8,013	8,188	8,016	8,009	8,005	7,981
	減価償却費等	7,046	7,235	7,442	7,554	7,678	8,300
	支払利息等	977	875	923	883	858	796
	その他	10,941	10,864	8,669	8,522	8,488	8,286
	当年度純損益(A)	444	362	2,142	2,103	1,931	1,287
資本的収支	資本的収入	5,501	7,154	5,918	6,400	6,401	6,061
	企業債	5,050	6,448	5,446	5,998	5,999	5,706
	負担金ほか	451	706	472	402	402	355
	資本的支出	15,601	19,694	17,113	18,587	18,503	17,212
	建設改良費	12,093	16,121	13,616	14,999	14,998	13,750
	企業債償還金	3,497	3,568	3,477	3,550	3,500	3,457
	その他	11	5	20	38	5	5
	資本的収支差額(B)	▲10,100	▲12,540	▲11,195	▲12,187	▲12,102	▲11,151
当年度発生分補てん財源等(C)	7,395	7,566	7,903	8,232	8,338	8,788	
当年度資金収支(A)+(B)+(C)	▲2,261	▲4,612	▲1,150	▲1,852	▲1,833	▲1,076	
累積資金残額	18,061	13,449	12,299	10,447	8,614	2,159	
企業債残高	70,895	73,775	75,744	78,192	80,691	94,184	

現中期計画の見通し

令和13年度まで
当年度純利益と資金を確保



最新の見通し

令和7年度以降
当年度純利益と資金の確保が**困難**
(詳細は次ページ以降)

4

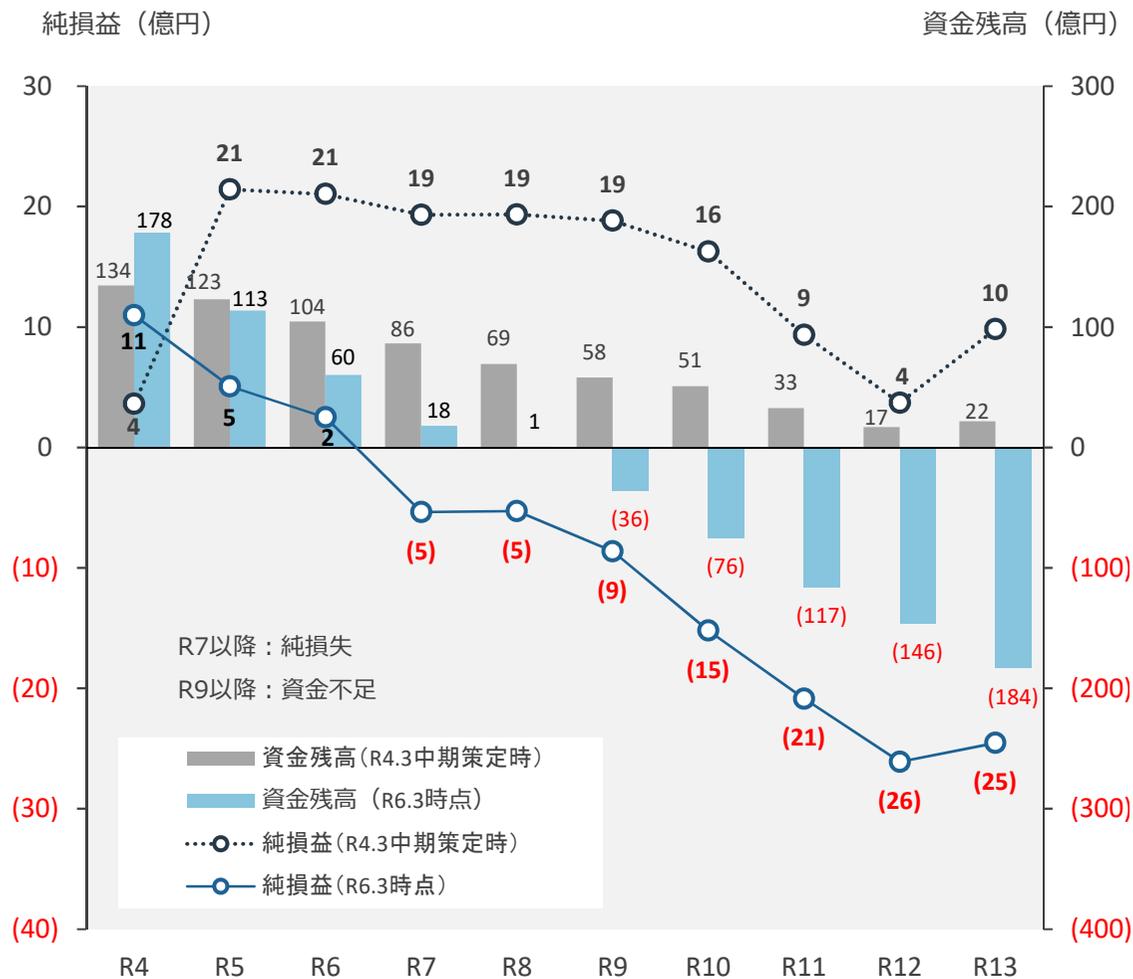
財政シミュレーション

- 事業環境の変化を踏まえた最新（R6.3時点）の財政シミュレーションを次頁以降に示す。

中期計画からの主な変更点（R6.3時点）

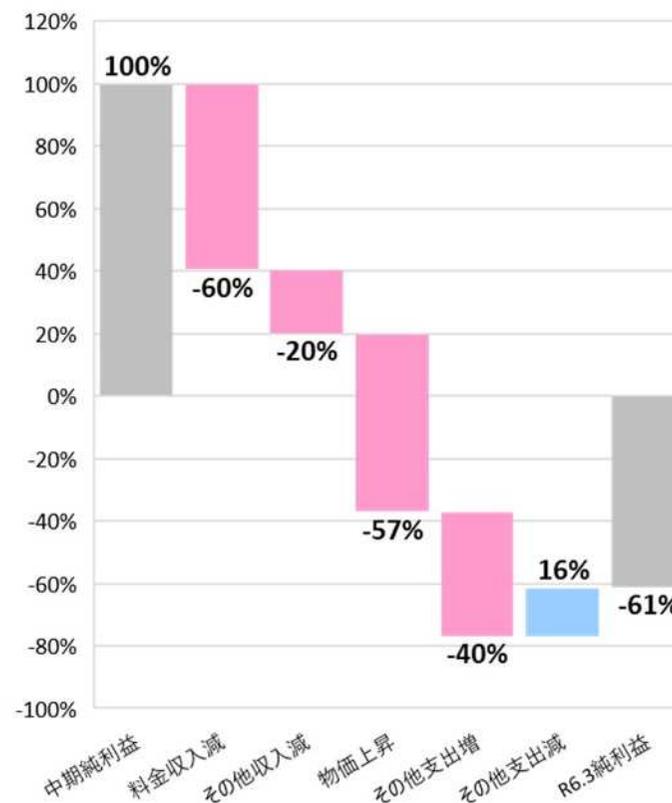
項目	変更点
料金収入等	<ul style="list-style-type: none">• 工水の料金制度見直しの検討内容を反映
物件費	<ul style="list-style-type: none">• 物価上昇等の反映• 事業費や実施時期を精査• 上水受水費の見直しの検討状況を反映（工水）
支払利息	<ul style="list-style-type: none">• 借入利率の見直し
建設改良費	<ul style="list-style-type: none">• 事業費の年度間調整• 物価上昇等の反映• 管路更新方法の検討状況を反映（工水）

● 水道事業会計



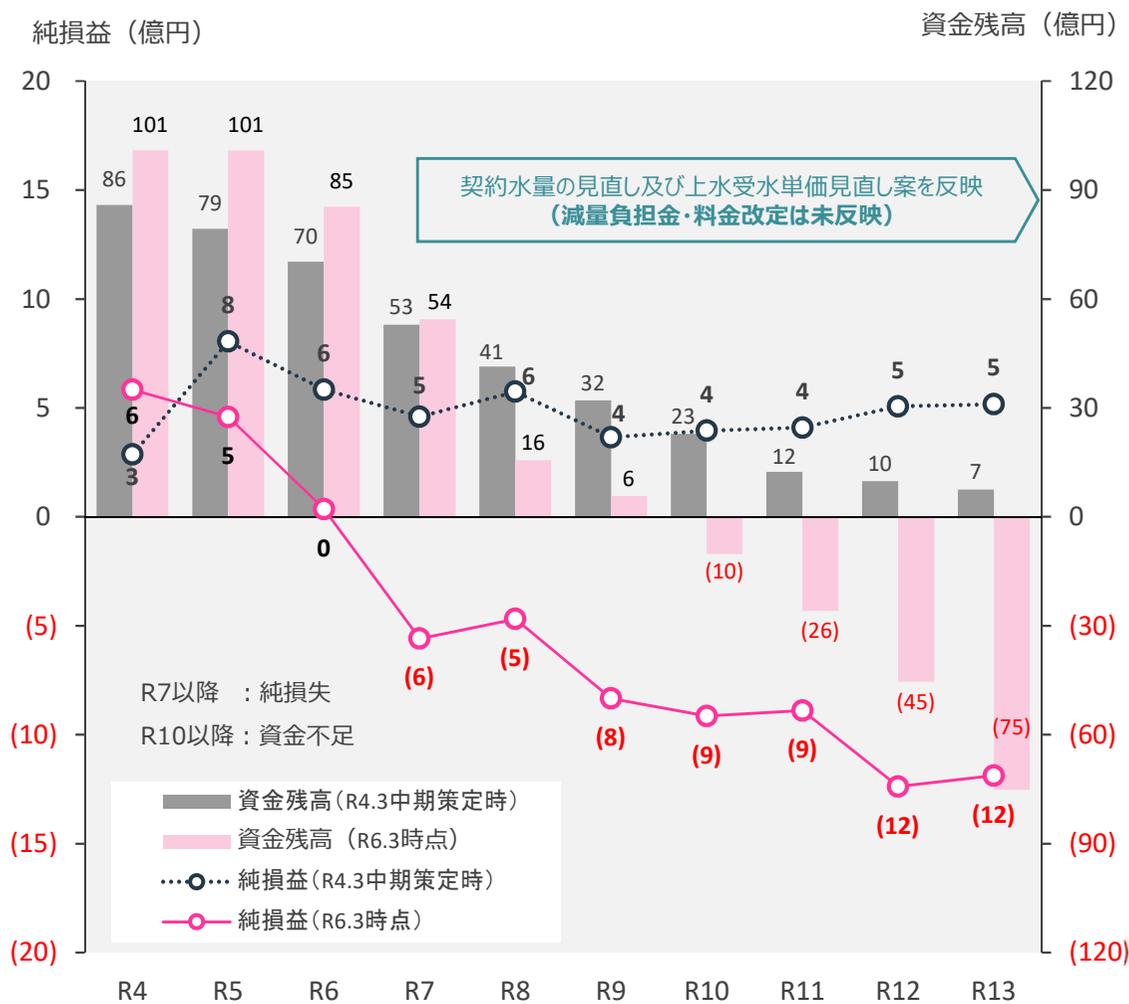
※R5は予算編成時点の決算見込額、R6は予算額、R8以降一部費用に年0.8%の物価上昇を見込む

純損益の乖離要因 (水道事業・R4~R13平均)



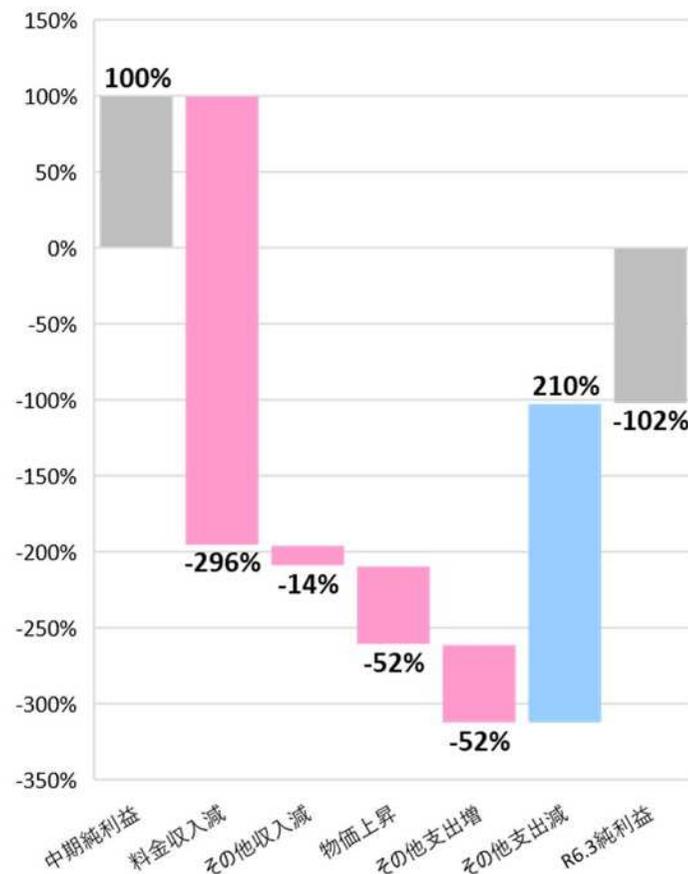
※グラフは、中期計画上の純利益を100%とした場合に、現在の財政シミュレーション上の純利益がどのような理由で増減したかを示す
 ※料金収入の減には上水受水単価の見直しに伴う工水への給水収入の減を含む
 ※物価上昇には動力費の高騰分及び減価償却費の増を含む

● 工業用水道事業会計



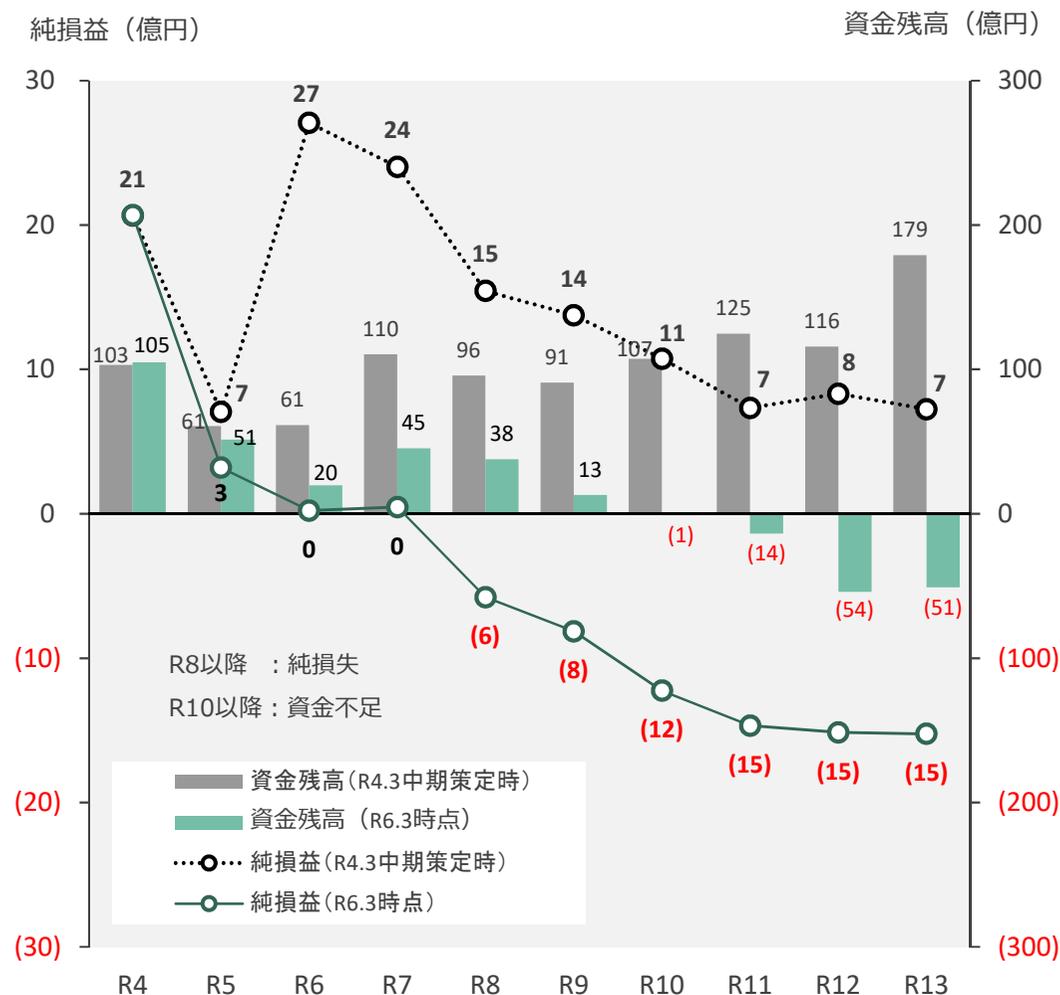
※R5は予算編成時点の決算見込額、R6は予算額、R8以降一部費用に年0.8%の物価上昇を見込む

純損益の乖離要因 (工業用水道事業・R4~R13平均)



※グラフは、中期計画上の純利益を100%とした場合に、現在の財政シミュレーション上の純利益がどのような理由で増減したかを示す
 ※物価上昇には動力費の高騰分及び減価償却費の増を含む
 ※その他支出減には上水受水単価の見直しによる受水費の減を含む

● 下水道事業会計



※R5は予算編成時点の決算見込額、R6は予算額、R8以降一部費用に年0.8%の物価上昇を見込む

純損益の乖離要因 (下水道事業・R4~R13平均)



※グラフは、中期計画上の純利益を100%とした場合に、現在の財政シミュレーション上の純利益がどのような理由で増減したかを示す
※物価上昇には動力費の高騰分を含む

5

経営審議委員会 への諮問

● 川崎市上下水道事業経営審議委員会への諮問

課題

- 今後の持続的な事業運営及び受益者負担の視点に基づく**制度改定**と、それに合わせた**料金水準の見直し**の検討が必要
- 新料金制度への移行に伴う**少量使用者の負担増に対する配慮**も必要

料金制度の見直し等の課題解決のためには、専門的かつ客観的な見識が必要となるため、**川崎市上下水道事業経営審議委員会に諮問**して検討を進める。

諮問事項

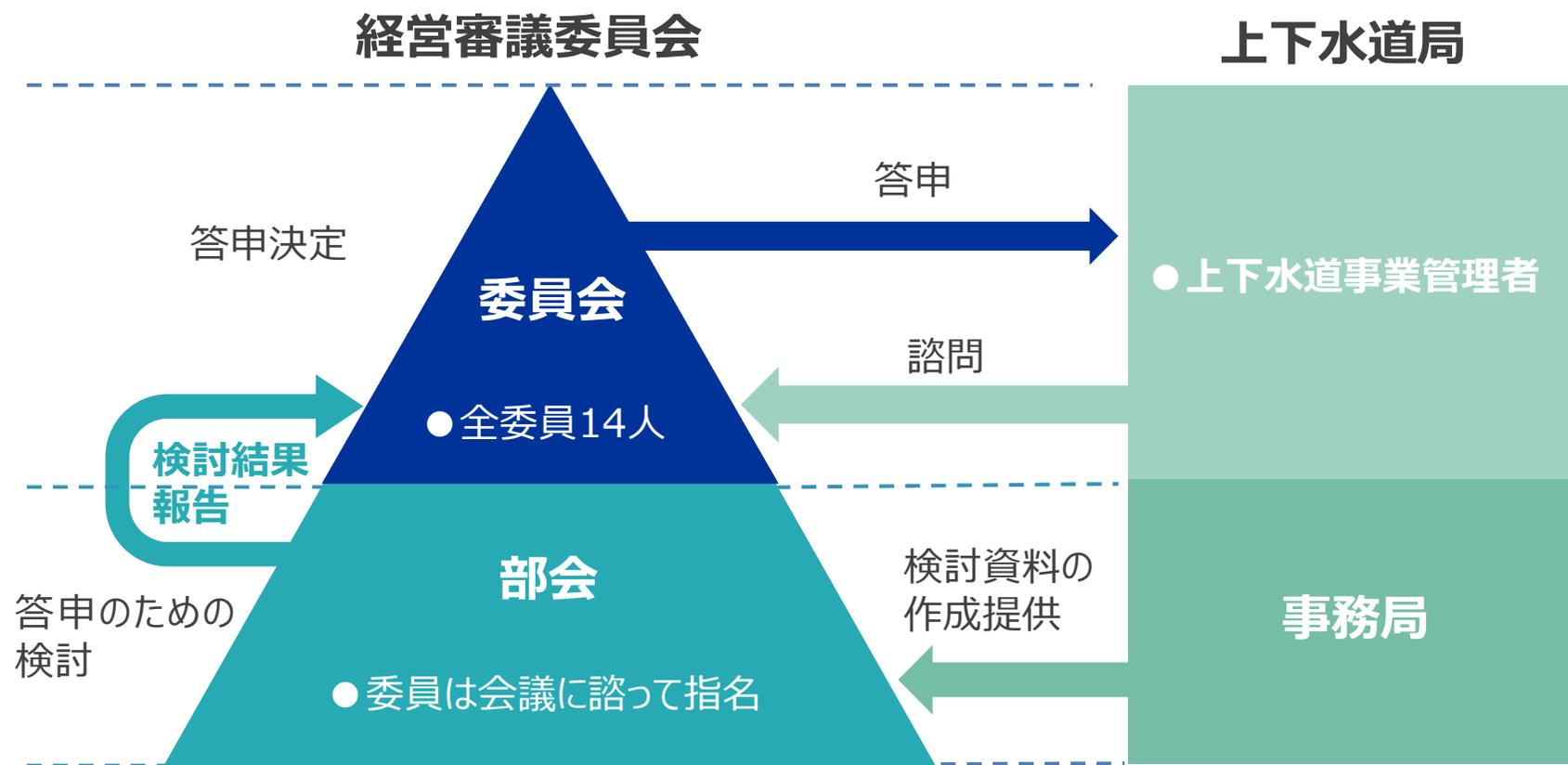
- ① 本市にふさわしい水道料金制度等のあり方について
- ② 本市にふさわしい下水道使用料制度等のあり方について

諮問の趣旨

- 本市は産業都市であり、これまで企業等の大口需要者にも支えられながら水道・下水道の普及を進めてきましたが、既に開発・拡張の時代から、維持管理・更新の時代へと変化している。
- 脱炭素社会の実現などに向け、本市の産業構造が変化を遂げようとしている現在、**安定した事業運営に向けて、事業の持続性と負担の公平性を踏まえた本市にふさわしい水道料金・下水道使用料制度等のあり方**について、意見を求める。

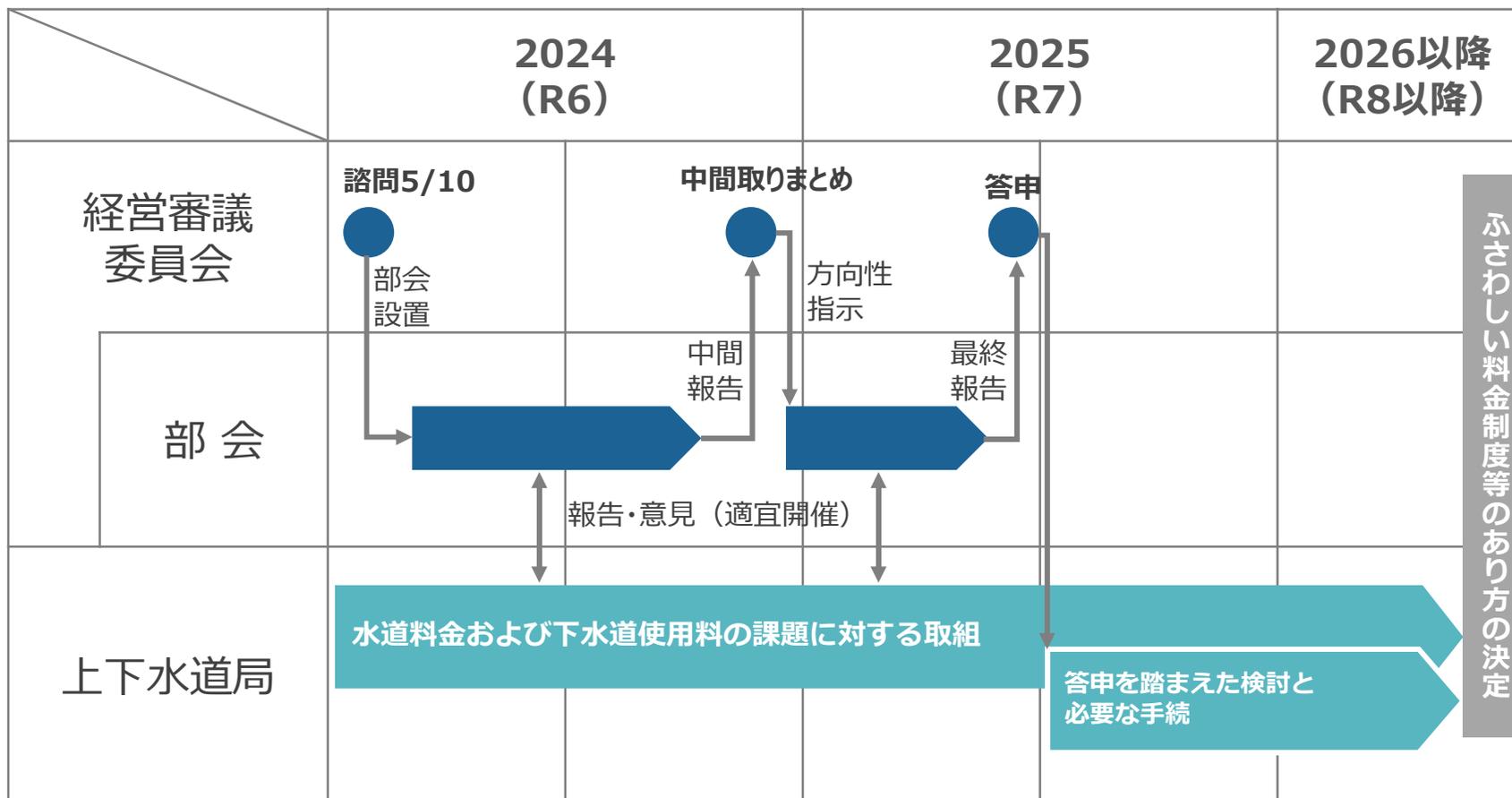
● 今後の進め方

検討は、川崎市上下水道事業経営審議委員会要綱に定めのある**部会を設置し**、より専門的かつ機動的な体制で進める。



●全体スケジュール

本市にふさわしい水道料金制度等のあり方の決定を目指して計画的に検討を進める。



- 4/19の常任委員会で、議会の中での議論を経営審議委員会に共有いただきたい旨、発言があった。

常任委員会における発言要旨

- ◆ 市民生活の実態からすると、単身世帯が増えている。水道料金まで値上げされると住みづらさを感じる。
- ◆ 国からの補助や一般会計からの繰入など、市全体として支えるという視点が必要ではないか。
- ◆ 学識経験者からの意見だけでなく、市民団体や市民委員の方からも多くの意見をもらえるよう、工夫してほしい。
- ◆ 審議をしていく段階においても、説明するだけでなく市民生活等の実態を聞く・掴むという努力が必要
- ◆ 今後の諮問の経過を見守りたい。他都市比較は重要なポイント。安ければよいということでもないが、適正な値段設定がされるよう議論を。
- ◆ 市民には現状を分かりやすく示すことが重要。
- ◆ デフレを脱却できなかった場合の想定でやってると思うが、ある程度前提条件を変えたシミュレーションというのも是非示していただきたい。また、インフレ率だけでなく実質賃金も見ないといけない。

川崎市上下水道局

*Waterworks and Sewerage Bureau
City of Kawasaki*